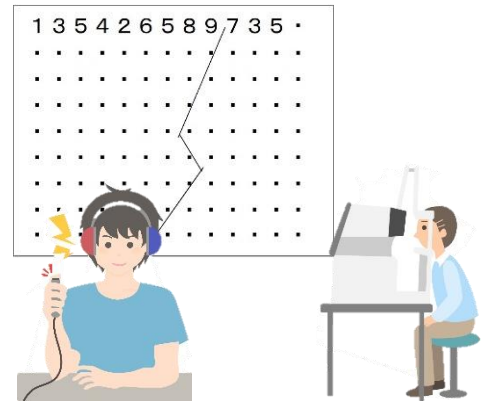




3月28日 東地申第56号を提出！

適性検査における種別保持を求める申し入れ

2020年4月から「新たなジョブローテーション施策」が始まり、多くの組合員・社員が他職種への異動・担務変更となっています。そのような中で、職種や担務が変更となり保持していた適性検査については、変更後に必要な種別を受検するとされ下位の種別へと変更を余儀なくされています。



適性検査における上位種別を有している組合員・社員に対して、下位種別の受検をさせることは、活躍フィールドを狭め、多様で柔軟な働き方を目指す為に会社が進めている各施策や融合と連携の考え方に逆行するものです。

会社の進める施策と
適性検査に対する
考え方が逆行している！

- ◆ 新たなジョブローテーションの施策では、
 - 趣旨に「多様で柔軟な働き方」が謳われている。
- ◆ 統括センター化や「融合と連携」が進められる中、
 - 「現在の担務でなく他職種・他担務を担うことで活躍フィールドを拡げ新たなチャレンジを見出すことが厳しい経営環境下において会社の持続的な成長に寄与する」としている。

よって、地本は首都圏本部に下記の通り申し入れを行いました。

1. 適性検査において、現在の業務に必要な資格として上位種別を保持させない理由を明らかにすること。
2. 異動等により職種や担務が変更となった組合員については、異動前に保持していた適性検査の種別を引き続き受検させること。

適性検査の下位種別への変更は、人事権を濫用した職種・担務の剥奪だ！